議会活性化調査特別委員会

	1. 議会運営のあり方	内容	調査·検討結果	備考
1	一般質問の通告時期(締切日)	通告書の提出締切日を各定例会開催月の1日としたらどうか。 (3月1日、6月1日、9月1日、12月1日)	①6月及び12月定例会は、議会運営委員会の開催前日までに提出する方法で実施する。 (議会運営委員会で協議中) (議会活性化調査特別委員会第2回中間報告書。平成25年2月13日提出)	◎議会連宮員会で一般貿
2	一般質問通告書の記載要領	質問の内容が分かりづらい、具体的に記載すること。	①質問の内容を具体的に記載すること。(第14回 委員会(平成24年5月10日)で確認) (議会活性化調査特別委員会第2回中間報告書。平成25 年2月13日提出)	条例第9条
3	対面方式の検討	質問席を設置したらどうか。	①導入の方向で実施する。 (議会活性化調査特別委員会第2回中間報告書。平成25年2月13日提出) ②平成25年第1回定例会から実施。	◎平成25年第1回定例会から実施
4	予算・決算の審査方法の検討	審査方法を検討する。	①連合審査会方式を運用改善する方法で実施。 (議会活性化調査特別委員会中間報告書。平成24年2月2 日提出) ②平成24年第1回定例会から実施している。 ③審査に当たり町長は、分かりやすい説明資料を作成する。	ら実施
5	議案説明会(必要性・持ち方 の検討)	提出を予定している議案等を開会前に説明するこ とについて	①執行部との意見交換時に検討する。	
6	反問権 (逆質問)	町長ほか町の職員が、議長の許可により議員の質問 に対して論点・争点を明確にするため、反問すること ができる。	①反問権を盛り込む。	条例第10条
7	通年議会	定例会の会期を1年として閉会期間をなくし、必要に 応じて本会議・委員会を開けるようにする制度	①協議の結果、盛り込まない。	盛り込まない
8	議員相互間の自由討議	議案の審議及び審査にあたり、結論を出す場合 あっては、論点を整理し、多様な意見を出し合っ た上で合意形成に努めること。	①議員相互間の自由な討議によって意見を出し 合って合意形成に努めること。	条例第14条
9	会期日程等	①慎重審議をしながらも審査のスピード化を図り、会期の短縮や審議時間の短縮に努力をすること。(会期の短縮) ②定例会中の学校行事等(卒業式など)について、本会議や委員会が重複しないようにしたらどうか。(第14回委員会(平成24年5月10日)で追加)	①現状のとおり実施すること。 (議案の内容等を勘案し、議会運営委員会で会期日程案を決める。) (第14回委員会(平成24年5月10日)で確認)	
10	議案に対する質疑(事前通告)	議案に対する質疑書を前もって全議員提出するようにしたらどうか。(第14回委員会(平成24年5月10日)で追加)	①執行部との意見交換時に検討する。	

議会活性化調査特別委員会

	2. 議会機能の強化	内容	調査·検討結果	備考
1	議員研修の充実	議員の資質向上を図るため、議員研修会を実施したらどうか。	①平成23年10月27日、石垣局長を講師に「議会活性化に向けての取り組むべき課題」と題して、特別委員会委員を対象に研修会を実施した。②平成24年1月27日、琉球大学の島袋純教授を講師に、「議会活性化(議会改革等)について」と題して、全議員、町職員を対象にして講演を実施した。 ③平成25年2月5日、琉球大学の渡名喜庸安教授を講師に、「議会基本条例講演会」(開かれた議会をめざして)と題して、町民、議員、職員を対象にして講演会を実施した。 ④平成25年11月5日、石垣局長を講師に「政務活動費について」研修会を実施した。 ⑤引続き議員研修を実施する。	条例第18条
2	政策立案の研修(政策形成・ 立案機能を高める)	政策形成や行政監視機能を高めるための調査・検 討すること。	①引続き議員研修を実施する。 ②調査研究機関等の設置	条例第16条・条例第1 7条・条例第18条
3	議会改革の機運を高める研修	研修会の内容、対象者も含めて調査・検討する。	①引続き議員研修を実施する。	条例第18条
4	議決事件の追加	自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加することについて ・(基本構想及び基本計画の策定、変更又は変 更)については、制定済み。	①総合計画の基本構想及び基本計画を含む5項目 を議決事件として追加する。	条例第13条
5	議会事務局職員の定数	職員体制について	①議会事務や議会運営等を補佐する議会事務局の強化を図る。	条例第20条
6	委員会活動の充実	所管事務調査等を活用し、委員会活動を強化する ための調査・検討を行う。(第15回委員会(平成 24年7月19日)で追加)	①委員会活動が十分に発揮できるよう必要な事項 を条例に盛り込む。	条例第15条
7				
8				
9				

議会活性化調査特別委員会

	3. 情報公開の推進と情報共有	内容	調査·検討結果	備考
1	議会中継(ライブ・録画中 継、ユーチューブなどの活用 も検討)	インターネット配信を活用した議会中継について 調査・検討する。	①町ホームページ上から議会中継が視聴できるよう、議会中継システム等を整備し、整い次第、インターネット配信を実施する。	◎平成25年第4回定例会から実施 条例第22条
2	議会だよりの充実	①「議会だより」の部数を増やすなどで多くの町民に行く届くようにすること、また、ページ数を増やし、審議内容を充実させる。 ②議会だよりをもっと充実するために、広聴部分の強化を含め調査・検討する。	①平成23年度から部数(9,800部→10,500部)を増やし、より多くの町民に知らせることができた。また、3月・9月定例会の分は、ページ数(20ページ→24ページ)を増やし、内容を分かりやすく整理、充実させている。②平成26年度から発行部数(10,500部→14,000部)を増やし、コンビニ、量販店等への配布を増やした。 ③広聴部分を強化すること。	条例第22条
3	広報委員会の研修内容の検討	広報委員会の機能充実を図るため、必要な研修を 実施する。	①広報委員会において、広報に関する必要な研修 を、必要時に随時実施する。	条例第22条
4	本会議・委員会の傍聴	①本会議・委員会の傍聴を増やす方策等について 調査・検討する。 ・傍聴規則の改正 ・ナイター議会、休日議会の開催、模擬議会、子 ども議会など	①すべての会議を原則公開する。「開かれた議会」 ②広報、告知の仕方を工夫する。	条例第2条・条例第5条
5	一部事務組合等の報告	定例会等での議案結果やその他の共有すべき情報 を報告する場を設けたらどうか。	①全員協議会で実施している。引続き実施する。 ②「議長諸般の報告」で報告している。 ③各一部事務組合においても広報方法等について 働きかけを行う。 ④議会だよりを活用し、情報を提供すること。	
6	委員会視察 (所管事務調査) の報告	委員会報告書を配布しているが、議員同士が意見 交換する機会を設けたらどうか。	①全員協議会で実施している。 ②今後も引続き実施する。	
7	議会ホームページの充実	情報公開の推進 ①一般質問通告書の掲載、②議決結果の公開 ③議会だよりの掲載、④会議録	①町民が利活用しやすい情報を提供する。 ②速やかに公開する。	条例第22条
8	会議録の早期発刊	会議録の早期発刊の取組	①次回定例会までに配布できるよう事務局で取り 組む。	

議会活性化調査特別委員会

	4. 住民参加のあり方	内容	調査·検討結果	備考
1	議会活動報告会の実施(持ち 方、必要性)	議会活動報告会を実施する場合の持ち方や必要性などについて協議する。	①議会活動報告会開催の基本的な考え方、議会活動報告会開催要領をまとめ、平成24年4月24日・26日実施しました。 (議会活性化調査特別委員会中間報告書。平成24年2月2日提出) ②第2回議会活動報告会を開催した。(平成25年4月23・25日) ③第3回議会報告会を開催した。(平成26年5月22・28日)	条例第7条
2	町民、各種団体との意見交換 会	町民や各種団体の直接意見交換する機会を設ける。	①条例に盛り込む。	条例第7条
3	住民アンケートの実施	改革に向けての考え方や議会活動報告会のアン ケートなどを協議する。	①議会活動報告会でアンケートを実施した。	
4	「町民の声」に応える方法、 制度化も含めて検討	「議会だより」に「町民の声」の欄があり、これまで多くの町民の声が寄せられている。しかし、その声に対する処理がなされいない、それに応える方法等について協議する。	①議会広報常任委員会において、町民の意見に応える方法等を協議すること。 (⑥全員協議会で確認) ②議会活性化調査特別委員会第2回中間報告書。 平成25年2月13日提出	条例第22条
5	請願(陳情)提出者の委員会 への出席	提出者の意見を直接聴取する機会を設けることに ついて	①常任委員会で必要に応じて陳述者の出席を求めている。	条例第8条
6	請願(陳情)の取扱い	議会運営委員会で取扱いを協議している。	①所管の委員会に付託し審査を行っている。必要 に応じて陳述者の出席を求める。	条例第8条
7				
8				

資料

議会活性化調査特別委員会

	5. その他	内容	調査・検討結果	備考
1			①詳細は、「政務活動費の交付に関する条例」で 別に定める。	条例第19条 平成26年3月定例会で条 例を制定
2	議会基本条例の制定	自治に基づく地方議会運営の基本原則を 定めた条例である。	①議会基本条例の制定	平成25年12月定例会で条 例を制定
3	政治倫理条例の制定	議員の政治倫理を定めた条例である。	①議会基本条例に政治倫理に関することについて 盛り込む。	条例第25条
4				
5				
6				